

秋田市学校統合準備委員会の設置について

地域ブロック協議会で決定した学校統合の方向性（学校の組合せ）に基づき、学校統合検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、地域協議の第3段階である学校統合準備委員会を設置し、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行う。

1 学校統合準備委員会の概要

(1) 委員会の名称

委員会の名称は、統合準備委員会の前に当該校の名称を付ける。校名の順番は、学校番号順とする。

飯島小、下新城小学校統合準備委員会

(2) 協議内容

第2段階の学校統合検討委員会で合意した学校統合に向けて、当該校の関係者により、以下の項目について、具体的な検討や準備作業を行う。

- ・ 学校の名称、校章、校歌等の制定（変更が必要となる場合）
- ・ 閉・開校式等の学校行事の実施（式典開催時期・内容等）
- ・ スクールバスの運行計画の策定（運行時間、経路、車両、乗降場所等）
- ・ 体育着、名札等の選定（買い換え等が必要となる場合）
- ・ 廃校舎の利活用（地域からの意見集約等）
- ・ その他（伝統文化等の継承、部活動および児童館など、統合に伴う諸課題の解決に向けた検討）

※統合前の交流事業のほか、統合に伴う学校備品や保存文書の整理・移転については、教育委員会と各学校が連携して行う。

(3) その他

ア 構成メンバー

原則、学校統合検討委員会のメンバーとし、当該校の校長を加える。

- ・ 地域の代表者 学校統合検討委員会の委員
- ・ 保護者の代表者 学校統合検討委員会の委員
- ・ 当該小・中学校の校長 各学校長

イ 任期

- ・ 委員の任期は、選任された時から、委員会の目的が達成され、解散した時までとする。
- ・ 改選により委員が交代する場合には、就任期間はそのまま在任し、変更等がある場合には、その都度、変更届の提出により変更するものとする。